

# 千葉大学経済人倶楽部「絆」会則

平成 21 年 6 月 11 日制定

平成 23 年 5 月 20 日改正

平成 24 年 6 月 4 日改正

平成 25 年 6 月 11 日最終改正

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本倶楽部は、千葉大学経済人倶楽部「絆」と称する。

(目的)

第2条 本倶楽部は、産業経済界並びにその関連分野において活躍する千葉大学校友（「千葉大学（前身を含む）を卒業した者」をいう。）自らが、相互の啓発、相互の援助並びに親睦を図り、もって母校及び産業経済界の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本倶楽部は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- 一 会員相互活動事業（講演会、勉強会、交流会、親睦会等）
- 二 校友支援活動事業（校友の支援、懇談会等）
- 三 母校支援活動事業（千葉大学執行部との交流、在校生支援等）
- 四 その他本倶楽部の目的を達するために必要な事業（会報、名簿その他印刷物の発行等）

(事務局)

第4条 事務局を千葉大学卒業生室に置く。

## 第2章 組織

(会員構成)

第5条 本倶楽部は、次に掲げる会員をもって構成する。

- 一 正会員
  - 二 賛助会員
- 2 正会員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- 一 校友で企業等の役員、管理職の立場にある者及びその立場を勇退した者
  - 二 校友で会員1名以上の推薦があり、役員会の承認を得た者
- 3 賛助会員は、前項に規定する者以外で、千葉大学、千葉県、千葉市及び本倶楽部に協力・貢献した企業経営者のうち、役員会が認めた者とする。

(会員行動規範)

第6条 会員は、本倶楽部において政治・思想・布教活動及び本倶楽部の趣旨に反する活動をしてはならない。

2 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、役員会の決議を経て、会員の資格

を喪失させることができる。

- 一 会則に違反した者
- 二 本倶楽部又は千葉大学の名誉を毀損する言動又は行動があった者
- 三 1年以上にわたって会費の納入をなさなかった者

(役員)

第7条 本倶楽部に、次に掲げる役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 2名
- 三 理事 若干名
- 四 監事 2名

2 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、会長にあっては、4年を超えることはできないものとする。なお、欠員が生じた場合の後任役員任期は、前任者の残任期間とする。

(選出方法)

第7条の2 理事及び監事は、総会において選出するものとする。会長及び副会長は次に掲げる方法により決定する。

- 一 会長 理事の互選
- 二 副会長 理事の中から会長の指名

(役員会)

第8条 役員会は、会長、副会長、理事及び監事で構成し、本倶楽部の運営について審議する。

- 2 役員会は、会長が必要と認めた場合又は役員3分の1以上の請求があった場合、会長が招集する。
- 3 役員会は、会長が緊急を要すると認めた事項については、総会に代わる議決を行うことができる。この場合において、会長は総会で事後の承認を得るものとする。

(専門部会)

第9条 第3条で掲げる事業を実施するにあたり、役員会の議を経て、専門部会を設けることができる。

(役員職務)

第10条 会長は、本倶楽部を代表し、本倶楽部を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事は、専門部会を総括する。
- 4 監事は、本倶楽部の会計を監査する。

(顧問)

第11条 本倶楽部に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、役員会の議を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本倶楽部の諮問に応ずる。

### 第3章 総会等

(総会)

第12条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- 2 定期総会は、毎年1回会長が招集する。
- 3 臨時総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
  - 一 役員を選出
  - 二 業務計画及び報告
  - 三 予算及び収支決算
  - 四 役職者の報告
  - 五 役員会において必要と認めた事項
- 5 議長は、会長が当たる。ただし、会長不在時は副会長が代行する。  
(議決)

第13条 総会の議事は、第16条を除き、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

#### 第4章 会計

(会計)

- 第14条 本倶楽部の経費は、入会費、年会費、寄附金その他の収入をもって充てる。
- 2 正会員及び賛助会員は、入会する際、入会費30,000円を納めなければならない。
  - 3 正会員及び賛助会員は、入会した翌年度以降、年会費10,000円を納めなければならない。
  - 4 入会費及び年会費の納入方法等は、別表のとおりとする。
  - 5 懇親会費は、別途状況に応じて徴収する。
  - 6 本倶楽部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。
  - 7 本倶楽部の収支決算は、役員会の承認を得て、総会の議決を得なければならない。

#### 第5章 変更及び解散・退会

(変更)

第15条 本会則は、総会において出席者の2分の1以上の同意がなければ変更することができない。

(解散)

第16条 本倶楽部の解散は、役員会の決議により総会に提案し、全会員の3分の2以上の同意がなければならない。

- 2 残余財産の処分は千葉大学に寄附する。

(退会)

第17条 正会員及び賛助会員は、第6条第2項とは別に自らの意思で本倶楽部を退会することができる。ただし、納入された会費は返還しない。

#### 第6章 細則

(細則)

第18条 この会則の施行について必要な細則は、役の承認を得て、会長がこれを定める。

附 則

- 1 この会則は、平成 21 年 6 月 11 日から施行する。
- 2 本倶楽部の設立当初の役員の任期は、第 7 条第 5 項の規定にかかわらず、本倶楽部設立の日から平成 23 年 3 月 31 日決算に係る通常総会が開催される月の末日までとする。
- 3 本倶楽部の設立当初の会計年度は、第 14 条第 6 項の規定にかかわらず、本倶楽部設立の日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。
- 4 本倶楽部の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 12 条第 4 項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

附 則

この会則は、平成 23 年 5 月 20 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 24 年 6 月 4 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 25 年 6 月 11 日から施行する。

別 表

| 会費種別          | 納 入 方 法                  | 納 入 時 期  |
|---------------|--------------------------|----------|
| 入 会 費<br>(振込) | 事務局が発行する振込用紙により納入する。     | 入会時      |
| 年 会 費<br>(引落) | 会員指定の金融機関から、口座引落により納入する。 | 毎年 4 月末日 |